令和６年９月１日版

令和７年度

摂津市保育所等入所案内

この案内には、摂津市における給付認定申請、保育所等の利用申請に関する手続き、必要書類等について記載していますので、内容をよくご確認のうえ、申請してください。

～もくじ～

1. はじめに確認していただきたいこと・P.1
2. 入所選考の流れ・・・・・・・・・・P.3
3. 一斉入所申込について・・・・・・・P.4
4. 随時入所申込について・・・・・・・P.6
5. 障害児保育等の支援について・・・・P.7
6. 保育所等を利用できる方・・・・・・P.8
7. 保育時間と保育要件・・・・・・・・P.9
8. 申込時の必要書類・・・・・・・・・P.10
9. マイナンバー（個人番号）の届出・・P.12
10. 産休・育休明け保育所等入所予約・・P.13
11. 入所前の健康診断・・・・・・・・・P.14
12. 退所及び保育の実施の解除・・・・・P.14
13. 令和７年度の保育料・・・・・・・・P.15
14. 給食費（食材料費）・・・・・・・・P.17
15. 実費徴収にかかる補足給付事業・・・P.17
16. 幼児教育・保育の無償化・・・・・・P.18
17. 一時預かり・・・・・・・・・・・・P.19
18. 特別保育の実施・・・・・・・・・・P.19
19. 小規模保育事業等の連携施設・・・・P.20
20. 企業主導型保育事業の利用・・・・・P.20
21. その他・・・・・・・・・・・・・・P.21
22. 入所申込でよくあるご質問・・・・・P.21
23. 記入例（随時申込用）・・・・・・・P.24
24. 摂津市保育施設利用調整基準・・・・P.30
25. 保育施設一覧表・・・・・・・・・・P.32
26. 保育教育施設マップ・・・・・・・・P.33

【お問合せ先】
〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目１番１号　摂津市役所新館６階
摂津市教育委員会事務局　こども家庭部　保育教育課

電話：（０６）　６３８３－１１１１（大代表）
　　（０７２）６３８－０００７　（代　表）
　　（０６）　６３８３－１１８４（直　通）
FAX：（０６）　６３１９－１９３０

Ⅰ．はじめに確認していただきたいこと

重要

令和７年度一斉入所申込では、申込方法は電子申請のみ（※）となります。
また、障害児保育や医療的配慮を必要とされる方以外は面談不要です。
詳細は「３．一斉入所申込について」をご確認ください。

※電子申請が困難な場合は書面での申請も可能です。詳細は P.3「申込方法」をご覧ください。

① 保育施設の見学について

- 入所申込にあたり見学は必須ではありませんが、入所を希望する保育施設で見学を行い、自宅からの距離や保育施設の雰囲気、実費（制服代や延長保育料）等を確認することをおすすめしています。見学をすることで、入所後のギャップ（「保育施設の雰囲気が合わない」「延長保育料金が想像よりも高い」等）を減らすことができます。
- 見学の日程調整は、直接保育施設へ連絡をお願いいたします。
- 見学の有無は入所調整（選考）に影響しません。

② 入所申込について

- 申込書類に不足や不備がある場合は、申込みを受理できない場合があります。
- 希望月に入所できなかった場合は、次月以降に自動的に選考の対象となるため、改めて申込みをする必要はありません。ただし、年度ごとに申込みが必要です。
- 世帯構成や就労状況等に変更がある場合や申込みを取り下げる場合は、すみやかに保育教育課へご連絡ください。保育の必要性（保育施設利用調整指数。以下「利用調整指数」という。）や必要書類が変更になる場合があります。
- 入所申込後、待機中に下のお子様を出産された場合、出産から２か月後の月末までは出産要件での選考を継続しますが、それ以降は下のお子様の入所申込がない場合、申込みは取下げとなります。ただし、下のお子様の申込みがない場合でも、育休復帰等で就労できる場合は選考を継続しますので、保育教育課までご連絡ください。
- アレルギーや発達発育等の状況について、詳細確認のため電話連絡をする場合があります。

③ 特別な支援を必要とするお子様について（「５.障害児保育等の支援について」をご確認ください。）

- 障害のあるお子様や、医療的な配慮を必要とするお子様など、保育において支援が必要な場合は、申込みと併せて面談が必要です。
- 障害児保育についてご不明点や気になることがあれば保育教育課までご相談ください。

④ 入所について

- 利用調整指数が高い児童から順に入所の承諾をします。
  施設の空き状況等により入所できないことがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 入所は、やむをえない場合を除き、毎月１日付けで行います。
- 転園申請の場合、入所内定の連絡（４月入所選考の一次選考・二次選考を含みます。）を受けた時点で、入所中の保育施設の退所が決定となります（転園内定と同時に元在籍施設への他児童の入所が決定するためです。）。入所内定を辞退しても原則退所の決定を取り消すことはできません。また、月途中での転園はできませんので、ご注意ください。

- 入所内定＝入所決定ではありません。申込時に発達の遅れやアレルギー、病気、障害等に関する申し出がなく、入所内定後に判明した場合、園の受入状況によっては入所内定が取消になることがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 発達の遅れ等があるお子様について、障害児保育の支援を希望されずに申込みをする場合、利用調整指数上内定であっても園の状況によっては受入ができない場合があります。

⑤ 保育要件について

- 利用調整指数は、入所を希望される月の状況により決定します。４月の一斉入所においては４月１日現在の状況により判断しますので、現在育児休業を取得しているが３月までに退職する方、４月入所後復職せず下のお子様の産休に入られる方等は申告内容や必要書類に注意が必要です。申込みの際は入所時点の状況を申告いただき、入所時点の保育要件に沿った書類を提出してください。
- 就労要件（育児休業取得中の方を除く。）での入所申込の場合、就労開始後、１か月以上の勤務実績を記載した「勤務（復職）証明書」を保育教育課へご提出ください。

⑥ 育児休業取得中の方について

- 育児休業取得中の方で入所が決まった場合は、慣らし保育終了後（入所日から１か月以内）に職場へ復帰してください。
- 職場に復帰後、１か月以内に「勤務（復職）証明書」を保育教育課へご提出ください。
- 育児休業から復職予定として申込み、入所内定となった場合、入所後は育児休業を取得している職場への復帰が必要です。職場へ復帰せず退職する場合、利用調整指数が変更になることから、入所内定が取消になる場合があります。ただし、職場都合による退職等であれば入所可能となる場合もありますので、申込時と就労状況が異なる場合は速やかに保育教育課へご連絡ください。

⑦ 入所内定取消となる場合

- 入所申込時と入所時点で保育要件や利用調整指数が変わり、変更後の利用調整指数が入所できない指数であった時は入所内定が取消となります。

＜例＞・就労要件として申込みをしていたが、下のお子様の出生のため、本来は出産前後要件での選考となる場合

・育児休業からの復職予定として申込みをしていたが、復職せずに退職するため、本来は求職活動要件もしくは就労予定での選考となる場合

・就労予定として届け出ていた勤務時間よりも雇用契約上短い勤務時間での就労となる場合（時短勤務の場合を除く）

◆令和７年度の年齢別クラスについて

クラス（実施年齢）	生年月日
０歳児	令和６年 （2024 年）４月２日～
１歳児	令和５年 （2023 年）４月２日 ～ 令和６年（2024 年）４月１日
２歳児	令和４年 （2022 年）４月２日 ～ 令和５年（2023 年）４月１日
３歳児	令和３年 （2021 年）４月２日 ～ 令和４年（2022 年）４月１日
４歳児	令和２年 （2020 年）４月２日 ～ 令和３年（2021 年）４月１日
５歳児	平成３１年（2019 年）４月２日 ～ 令和２年（2020 年）４月１日

２．入所選考の流れ

令和７年４月入所選考（一斉入所）	令和７年５月以降入所選考（随時入所）
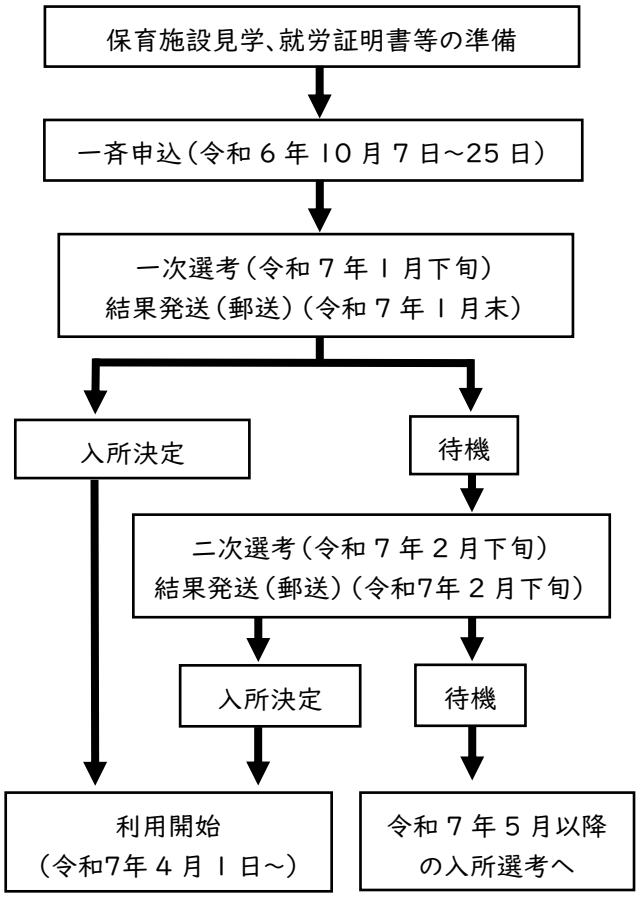 ※保育料等決定通知書等は３月末に郵送します。	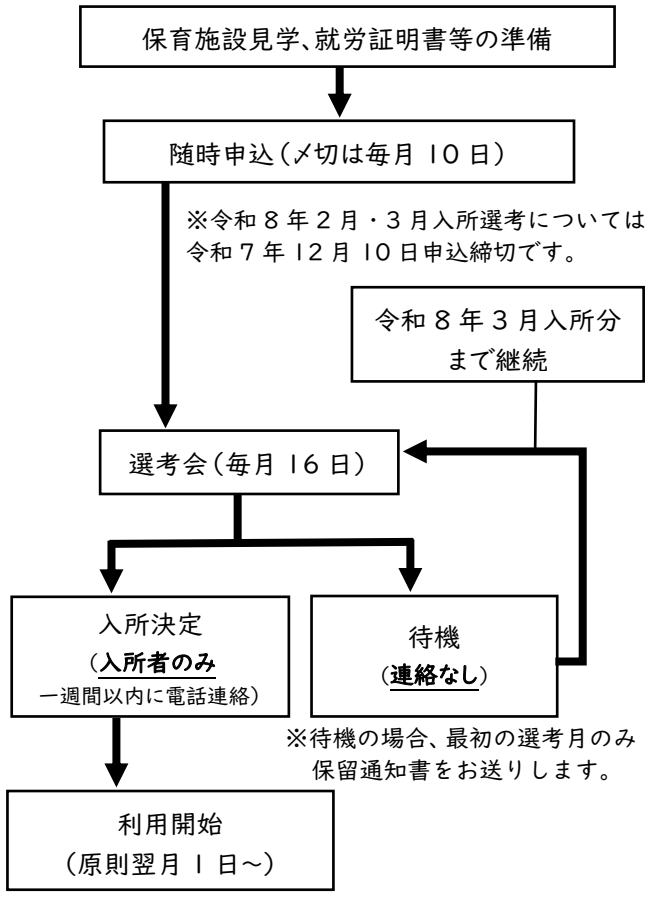

令和7年４月入所選考（一斉入所）	令和7年５月以降入所選考（随時入所）
申込期限 ＜一次選考＞ 令和６年 10 月７日（月）午前０時～ 令和６年 10 月 25 日（金）午後 11 時 59 分 ＜二次選考＞ 令和６年 10 月 26 日（土）午前０時～ 令和７年１月 31 日（金）午後 11 時 59 分	申込期限 入所希望月の前月 10 日（土日祝の場合は翌平日） ※令和８年２月・３月入所選考の申込締切は令和７年 12 月 10 日（火）です。２月・３月入所選考は 12 月中旬に行われますので、育児休業延長等で申込みが必要な方は申込期限にご注意ください。
申込方法 電子申請 ※スマートフォン等をお持ちではない方や外国籍の方等、電子申請が困難な場合は窓口での申請も可能です。保育教育課までご相談ください。	申込方法 郵送・窓口申請のいずれか（必着）
申込関係書類の取得方法 保育教育課窓口・各保育施設で配布。 ホームページからダウンロードも可能。	申込関係書類の取得方法 保育教育課窓口で配布。 ホームページからダウンロードも可能。

- 年度ごとに申込みが必要です。これから令和６年度中の入所申込をされる方、育児休業の延長手続きが必要な方は、一斉受付の際に令和６年度分と令和７年度分それぞれの申込みを電子申請で行ってください。令和６年度分を書面で提出し、令和７年度分を電子申請で行うことも可能です（同時に申込む場合、就労証明書等の証明書類は１部で結構です。）。
- 障害児保育を希望される場合、申込期限は上記と同様ですが、選考時期が異なる場合があります。

３．一斉入所申込について

■ 申込方法（新規申請・転園申請）

- 入所申込は一次選考、二次選考ともに**電子申請のみ**となります。下記ホームページよりお申込みください。
- 摂津市外の保育施設の利用を希望する場合は書面申込となります。詳細は P.5、P.12 をご覧ください。

一斉入所申込
市ホームページ

各保育施設の一次選考受入見込数は
こちらからご覧いただけます

※入力内容は一時保存が可能ですが、一定時間を経過するとタイムアウトしますのでご注意ください。

※メンテナンスによりシステムが停止する場合があります。メンテナンス等により申込みが間に合わない場合であっても、申込受付において考慮はできませんので、期日に余裕をもってお申込みください。

※就労証明書等の添付書類はスマートフォン等で撮影した画像（JPG・JPEG・PNG）または PDF でご提出ください。

※以下の場合、添付書類の再提出を依頼することがあります。

・ピントが合っていない
・書類全体が写っていない
・影や光で内容が判別できない　等

添付書類の撮影方法

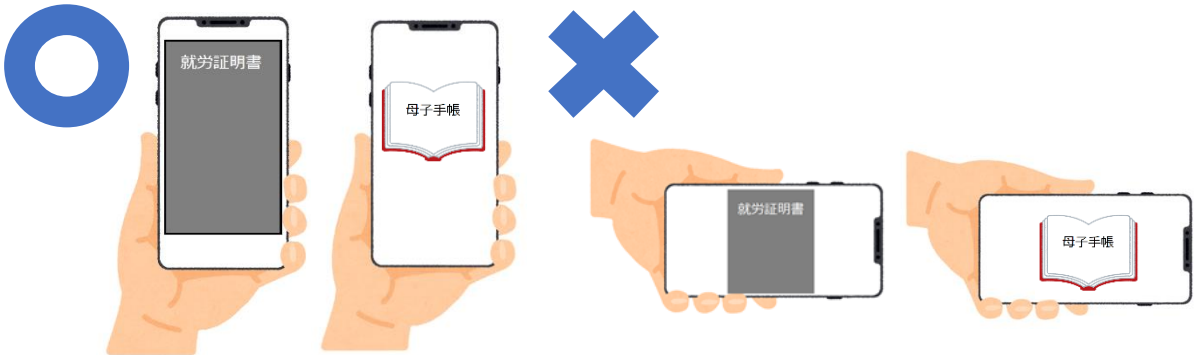

※賃貸借契約書等も１ページずつ縦向きで撮影してください

■ 出生前の申込み

- 出生前のお子様も申込みが可能です。就労証明書等の保育要件書類と併せて、母子手帳の写し（父母の氏名及び出産予定日がわかるページ）をご提出ください。出生後はすみやかに、お子様の氏名及び生年月日を保育教育課まで電話または窓口でご報告ください。
  なお、産前産後休業・育児休業を取得される場合は就労証明書に左記休業を取得する旨の記載が必要です。
- 出生前の申込みについては、４月入所が可能な場合に限ります。出産予定日と入所希望施設の保育可能年齢をご確認のうえお申込みください。予定日よりも出産が遅れ、４月中の入所ができない場合は入所内定の取消や入所選考不可となりますのでご了承ください。

■ 申込後に追加書類を提出する場合

申込時の提出書類に追加、変更、不備による再提出がある場合は、下記期限内に限り追加書類として受け付けます。下記フォームよりご提出ください。

追加書類提出

【追加書類の提出期限】
一次選考分：令和６年 11 月８日（金）午後 11 時 59 分まで
二次選考分：令和７年１月 31 日（金）午後 11 時 59 分まで

■ 申込後に希望園を変更する場合

申込後の希望園変更については下記フォームより行ってください。電話や窓口では変更できませんのでご注意ください。

希望園変更

【希望園の変更期限】
一次選考分：令和６年 11 月８日（金）午後 11 時 59 分まで
二次選考分：令和７年１月３１日（金）午後 11 時 59 分まで

■ 申込後に希望園以外の内容を変更する場合

変更が生じた際はすみやかに保育教育課へ電話または窓口でご報告ください。

＜例＞

・世帯構成に変更があった場合（同居家族が増えた、離婚してひとり親になった等）
・保育を必要とする事由に変更がある場合（保護者の退職や妊娠が判明した場合等）
・入所申込時に「他の世帯を優先して利用調整して構わない」を選択していたが「至急入所したい」に変更したい場合

■ 摂津市に住民登録があり摂津市外の保育施設の利用を希望する場合（転出予定がない場合）

- 利用を希望する市区町村に一斉入所申込締切日をご確認のうえ、申込締切日の 10 日前までに申込書類一式を書面でご提出ください。
- 他の市区町村の一斉入所申込受付開始日が摂津市の一斉入所受付開始日（令和６年 10 月７日）よりも早い場合、他の市区町村の一斉入所申込受付開始日より申込みを受付します。
- 摂津市内の保育施設の利用も希望される場合は、別途電子申請にてお申込みください。

■ 相談受付方法

- 申込みについてのご相談は随時受け付けています。電話または窓口にてご相談ください。
- 一斉入所（一次選考）受付期間の窓口相談は予約者優先とさせていただきます。窓口相談の予約は下記フォームより行ってください。
- 予約者優先期間に予約なしで来庁された場合、お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

相談･面談予約

【予約者優先期間】
令和６年 10 月７日（月）～10 月 25 日（金）
※相談希望日の前日午後５時までにご予約ください

※ 昨年度まで実施していたお子様同伴の面談について、今年度は実施しません。

４．随時入所申込について

■ 申込方法（新規申請・転園申請）
入所申込は郵送・窓口受付となります。ただし、一斉入所（一次選考・二次選考）受付期間については、電子申請でも受付を行っています。電子申請の場合は「３．一斉入所申込について」に記載の二次元コードよりお申込みください。

■ 申込期限
入所希望月の前月 10 日までに申込みが必要です。
ただし、令和８年２月・３月入所選考については、令和７年 12 月 10 日が申込期限となりますのでご注意ください。

■ 申込後に希望園を変更する場合
申込後の希望園変更については下記フォームより行ってください。電話や窓口では変更できませんのでご注意ください。

希望園変更

【希望園の変更期限】
入所選考月の前月 10 日（土日祝の場合は翌平日）午後５時 15 分まで

■ 申込後に希望園以外の内容を変更する場合
変更が生じた際はすみやかに保育教育課へ電話または窓口でご報告ください。
＜例＞
・世帯構成に変更があった場合（同居家族が増えた、離婚してひとり親になった等）
・保育を必要とする事由に変更がある場合（保護者の退職や妊娠が判明した場合等）
・入所申込時に「他の世帯を優先して利用調整して構わない」を選択していたが「至急入所したい」に変更したい場合

■ 待機証明書の発行

- 入所選考の結果、入所ができず待機になった方については、申請をすることで待機証明書の発行が可能です。育児休業の延長等の手続きで必要な方は、申込書に記入のうえ保育教育課までご提出ください。電話もしくは電子申請でも受け付けています。電子申請は下記フォームより行ってください。なお、電子申請の場合、待機証明書の郵送までに１週間ほど時間を要することがありますので、お急ぎの場合はお電話にてお申込みください。
  ※入所申込後最初の選考月については待機となった全ての方に保留通知書を郵送します。

待機証明書

- １歳になる月以降の入所選考において、やむを得ない理由なく入所内定を辞退された場合、待機証明書内に「内定辞退」の旨が記載されます。育児休業給付金の受給延長や育児休業の延長ができなくなる場合がありますのでご注意ください。
  ※「やむをえない理由」とは、内定の辞退について申込時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更があり入所させることができなかった場合を指します。
  ※勤務先の都合により復職ができない場合は「やむを得ない理由」に該当しません。
  ※入所申込において「他の世帯を優先的に利用調整して構わない」を選択していたが、希望施設の欠員等により内定となった場合の辞退についても「内定辞退」の旨が記載されます。

５．障害児保育等の支援について

■ 障害のあるお子様や発達の課題のため、支援が必要なお子様１名又は２名につき、保育士を１名配置します。

■ 障害児保育の希望は４月入所のみ申込みが可能です。
（年度途中はご希望されても入所できません。）

■ ４月入所の利用調整の結果、待機となる場合があります。その場合、年度途中の入所調整は行われませんので、次年度の４月入所申込を行っていただくこととなります。

■ 入所にあたっては、発達検査の結果や医師又は関係機関による所見書などの書類が必要となります。書類の提出については別途個別に依頼します。

■ 障害児保育を希望し入所申込をする場合は、面談が必要です。下記フォームより予約のうえ、お子様の同伴が可能な場合はお子様同伴でご来庁ください。

相談･面談予約

【面談期間】令和６年１０月８日（火）～令和６年 10 月２５日（金）
※面談希望日の前日午後５時までにご予約ください
※面談希望日の前日午後５時までに「３．一斉入所申込について」より入所申込を完了させてください

※医療的な配慮を希望される場合は担当職員との面談になります。上記面談予約フォームではなく、電話での日程調整となりますので保育教育課までご連絡ください。

■ 医療的な配慮を必要とするお子様については、現在、公立３園で受け入れを行っており、令和７年４月より一部の私立園でも受入開始予定です。詳細は保育教育課までお問合せください。

６．保育所等を利用できる方

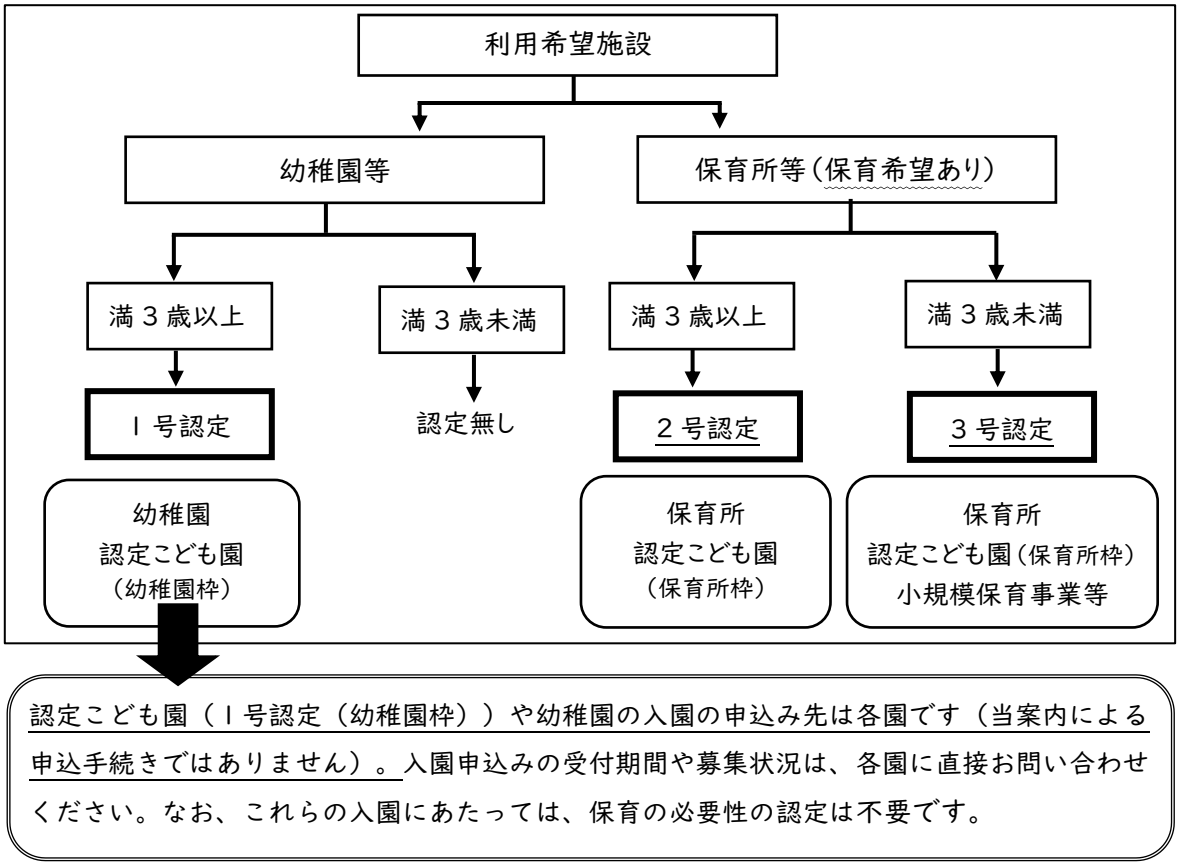

認定こども園（１号認定（幼稚園枠））や幼稚園の入園の申込み先は各園です（当案内による申込手続きではありません）。入園申込みの受付期間や募集状況は、各園に直接お問い合わせください。なお、これらの入園にあたっては、保育の必要性の認定は不要です。

■ 保育所・認定こども園（保育所枠）等を利用できる方

- 保育所・認定こども園（保育所枠）等は保護者の就労、病気その他の理由により保育の必要性の認定を受けた場合に利用することができます。具体的には、下表のうち２号認定又は３号認定の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分	対象者	利用先
１号認定	満３歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）
２号認定	満３歳以上で保育が必要な子ども	保育所、認定こども園（保育所枠）
３号認定	満３歳未満で保育が必要な子ども	保育所、認定こども園（保育所枠）、小規模保育事業等

- 保育所・認定こども園（保育所枠）等は、「小学校入学準備のため」「集団に慣れるため」「友達を作るため」「教育のため」などの理由だけでは、利用できません。
- 市内の認可保育施設は、原則として、市内に居住し住民登録をしている児童に限り、利用することができます。

7．保育時間と保育要件

■ 保育必要時間について

- ２号認定又は３号認定には、下表のように保育必要時間の区分があり、それぞれの１日の最大利用時間が異なります。これらはあくまで最大の利用時間であり、実際の保育時間は、世帯ごとに必要とされる時間帯となります。具体的には、入所時に各施設とご相談ください。

保育必要時間	１日最大利用時間	注意事項
保育標準時間認定	11 時間	延長保育により最大時間を超えた利用も可能です。
保育短時間認定	８時間	延長保育の実施状況は保育施設により異なります。

- 保育を必要とする事由（保育要件）によって、認定する保育必要時間が異なります。
  標…保育標準時間認定　短…保育短時間認定

保育を必要とする事由		保育必要時間	有効期間
就労	月 64 時間以上 120 時間未満	短※	小学校就学前までの範囲内
	月 120 時間以上	標	
出産前後		標	出産前８週間、出産後８週間
保護者の傷病、心身の障害（相当）		標	必要と認められる範囲内
同居親族の常時介護又は看護		標	
災害、風水害、火災などの復旧		標	
求職活動（起業準備含む）		短	入所から 90 日経過した月の末日
就学（月 64 時間以上。職業訓練含む）		就労に準ずる	保護者の卒業までの範囲内
育児休業中であるが既に施設を利用されている子どもについて継続利用が必要と判断される場合		短	育休に係る子どもが満１歳に達する日の月末。ただしやむを得ず育休を延長した場合はその子どもが２歳に達する日の月末。
その他、市長が認める場合		標 又は 短	必要と認められる範囲内

※短時間認定に該当する場合でも、通勤等で毎日延長保育料が必要となると想定されるときは、就労が 120 時間未満でも、標準時間認定を行うことも可能です。

■ 保育時間のイメージ

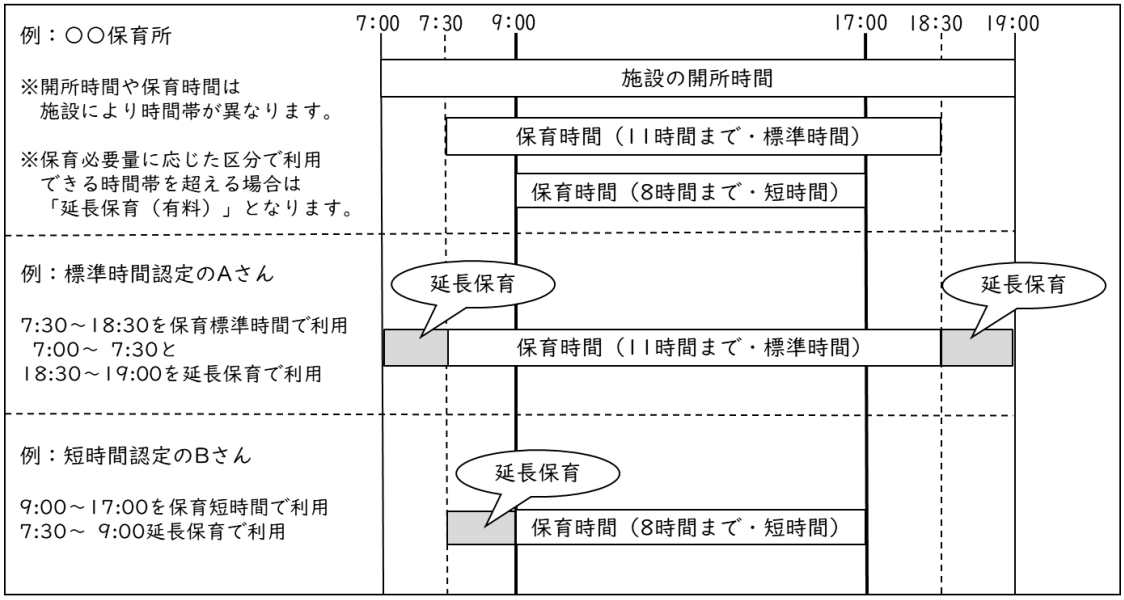

８．申込時の必要書類

■　次の①～⑥までの該当書類をそろえて申し込んでください。

No	必要書類	児童１名につき１枚	１世帯につき１枚
①	保育所等入所申込書（兼保育児童台帳）	○	×
②	子どものための教育・保育給付認定申請書	○	×
③	こどもの健康・育ち調査票	○	×
④	保育所等入所申込に関する確認・同意書	○	×
⑤	保育が必要な理由を証明する書類	×	○（必要な方１枚ずつ）
⑥	その他の必要な書類や手続き	×	○（該当する場合）

※電子申請の場合、①～④は入力事項となりますので書面の準備は不要です。

■　⑤保育が必要な理由を証明する書類について

- 保育が必要な理由を証明する書類は、保護者の方それぞれの分が必要です。
- 18 歳以上 65 歳未満の同居家族（世帯分離をしている親族等を含む。）がいる場合は、利用調整（入所選考）の資料として使用しますので、保護者以外の同居者の証明書もご提出ください。提出がない場合は、保育可能な方と同居していると判断し、保育の必要性が低いとみなして減点となります。
- 以下の表のように、該当する事由で必要となる書類が異なります。

保育を必要とする事由		必要書類
就労	居宅外労働	就労証明書
	自営業（自宅外自営、親族経営等の自営を含む。）	就労証明書及び確定申告書の写し（開業後間もないため、確定申告を一度も行っていない場合は営業許可証又は開業届の写し）
	内職	内職証明書
出産前後		母子健康手帳の写し（父母の氏名及び出産予定日記載のページ）
傷病・障害等	保護者の傷病	保育が必要である旨の記載がある傷病証明書又は診断書等
	障害又は障害に相当する場合	①手帳の交付を受けている方 …身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ②手帳の交付を受けていない方…診断書
同居親族の介護・看護		介護・看護申立書及び介護又は看護が必要なことがわかる書類（診断書、要介護認定を受けているとわかる介護保険証の写し等）
求職活動		誓約書兼求職活動報告書
就学		在学時間が分かるもの（時間割等）及び在学の証明書（在学証明、学生証の写し等）
育児休業（在園児のみ適用）		育児休業証明書又は育児休業の取得期間が記載された就労証明書

- 万が一、保護者の方が証明書類を、証明者に無断で作成又は改変した場合は、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪により罰せられる可能性があります。

■　⑥その他の必要な書類や手続き

下表に該当する場合のみ、世帯ごとに各証明書等が必要となります。

保護者（世帯）の状況等	必要な書類又は手続き
令和６年１月１日以前から 摂津市に住民登録がある方	令和６年度の市民税が摂津市で決定されていない（確定申告や年末調整等を行っておらず、配偶者等の扶養にも入っていない）場合は、令和６年度市民税（確定）申告の手続きが必要です。
令和６年１月２日以降に 摂津市に住民登録された方	令和６年度の市町村民税が転入前の市区町村で決定されていない場合は、転入前の市区町村で令和６年度市民税（確定）申告の手続きが必要です。
同居家族が右欄に該当する手帳等を お持ちの場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特別児童扶養手当の受給証などの写し
生活保護の受給世帯	生活保護の受給証明書　※生活支援課にて発行
職種（客室乗務員や長距離運転手等）や出張により、週 4 日（年間 200 日）以上自宅を不在にする場合（※１）	直近３か月間の出張場所等の勤務実態、日数等が記載された書類の写し（様式不問） ※利用調整指数にて加点がつきます
認可外保育施設を利用中の場合※週４日以上	認可外保育施設等利用証明書
以下の施設に通う就学前のきょうだいがいる場合 ・企業主導型保育事業、特別支援学校（幼稚部）、児童心理治療施設（通所部）、児童発達支援（医療型・居宅訪問型含む）	在園（通園）証明書 ※在園（通園）している施設にて発行
別居のきょうだいがいる場合	別居世帯員申立書と、別居世帯員の住民票又は身分証明書の写し ※保育料又は副食費の免除判定における多子計算において、別居のきょうだいを算入するために必要です。適用を希望しないときは不要です。
摂津市に転入予定の場合（※２）	転入が確定していることを証明する書類（転入先住所又は地番が記載された契約書等の書類（契約者及び住所（地番）が確認できる面））の写し及びマイナンバー確認書類・本人確認書類（次ページ参照）
摂津市に住民登録があり、 摂津市外の保育施設の利用を希望する場合（※３）	必要書類①保育所等入所申込書の希望施設欄に、摂津市外の保育施設を記載し、①～⑥までの該当書類をそろえてお申込みください。
摂津市外に居住中で摂津市に転入予定ではないが、摂津市の保育施設への利用申込を希望する場合（※４）	住民登録のある市区町村でお申込みください。

※１　週４日（年間２００日）以上自宅を不在にする場合

- 夜勤やシフトのため、日中は不在であるが早朝に帰宅する場合等は対象外です。
- 月曜日から出張し水曜日に帰宅する場合、出張日数（不在日数）は２日で計算します。

※２　摂津市に転入予定の場合

- 利用希望日の前日までに摂津市に転入することが確定している場合に限り、摂津市民と同様の受

付を行います。摂津市への転入が確定していることを証明する書類として、住居の売買契約書又は賃貸契約書等の写しを添付のうえ、直接摂津市へ申し込んでください。

- 利用希望日の前日までに摂津市内への居住が確認できないと、入所承諾の取消や退所になります。

※３　摂津市外の保育施設の利用を希望する場合

- 摂津市から転出予定の場合、転出先の市区町村に直接申込む場合と、摂津市へ申込む場合があります。申込み先については転出先市区町村にご確認ください。
- 摂津市から転出予定がない場合、申込締切日やその他の必要書類等は、入所希望施設の所在地の市区町村にご確認いただき、入所希望施設の所在地の市区町村が定める申込締切日の 10 日前までに摂津市へ書面でお申込みください。
- 摂津市から転出予定がなく他の市区町村の保育施設の利用申込を希望する場合、利用可能期間は令和８年３月３１日までとなります。令和８年度も引き続き利用を希望される場合は、令和８年４月の入所申込が必要です。再度入所選考が行われますので、令和８年度以降の継続通園は確約できません。
- 利用の可否については、摂津市ではなく、保育施設の所在地の市区町村が決定します。

※４　摂津市外に居住中で摂津市に転入予定ではないが、摂津市の保育施設への利用申込を希望する場合

- 申込締切日やその他の必要書類等は、住民登録のある市区町村にご確認をお願いします。
- 利用可能期間は令和８年３月３１日までとなります。令和８年度も引き続き利用を希望される場合は、令和８年４月の入所申込が必要となります。
- 入所選考の調整では、摂津市民が優先されます。原則、摂津市民の入所希望者がいない場合のみ入所可能です。

９．マイナンバー（個人番号）の届出（転入予定の方）

■　保育所・認定こども園等の利用に係る個人番号による情報連携について

マイナンバーを届け出た場合、保育料の算定に必要な書類（課税証明書等）の提出を省略することができます。届出には、下記のとおりマイナンバーの番号確認書類及び身元確認書類が必要です。A4 サイズの用紙に上記書類をコピーし、入所申込をする児童の氏名、生年月日を用紙の右上に記載のうえ、入所申込時に保育教育課まで書面でご提出ください。

※　摂津市に住民登録がある場合、マイナンバーの届出は不要です。

※　電子申請ではマイナンバーの届出はできません。

※　代理人（配偶者を含みます。）が届出する場合は、委任状を提出してください（「保育料算定に係る個人番号の届出に関する一切の権限を委任する」旨を記載した委任状）。

■　マイナンバー（個人番号）の届出に必要な書類

個人番号を記載して申請書等を提出する場合、（1）正しい番号であることの確認（番号確認）と、（2）正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要です。

【次の（1）と（2）の両方の書類が必要です】

（１）番号確認としての届出書類

（ア）次のうちから１つ

・個人番号カード（番号の記載がある面の写し）
・個人番号が記載された住民票等の写し

（２）身元確認としての届出書類（「ア」と「イ」のいずれか１つ）

（ア）次のうちから１つ（顔写真つきの本人確認書類）

・個人番号カード（氏名等の記載がある面の写し）		・運転免許証
・運転経歴証明書	・パスポート（旅券）	・身体障害者手帳
・精神障害者保健福祉手帳	・療育手帳	・在留カード
・官公署がその職員に対して発行した身分証明書		・特別永住者証明書 等

（イ）次のうちから１つ（顔写真のない本人確認書類）

・公的医療保険の被保険者証（健康保険証等）	・年金手帳や各種年金証書
・児童扶養手当証書	・特別児童扶養手当証書
・公的扶助制度の受給者証（生活保護、医療費助成その他）	
・本人名義の預金通帳	・民間企業の社員証
・各種学校の学生証　等	

■　マイナンバー（個人番号）による情報連携で課税状況の確認が出来ない場合

転入前の市区町村での年末調整や確定申告等を行っておらず、マイナンバーによる情報連携で課税状況の確認ができない場合は、保育料等の算定に必要な情報を取得できないため、最高額での算定となります。該当する方には個別に連絡させていただき、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

１０．産休・育休明け保育所等入所予約

■　産休・育休を取得中もしくは取得予定の摂津市在住の方を対象に、４月１日の入所予約を受け付けています。

■　０歳児クラスへの入所となる（入所を希望する年度の４月１日時点の満年齢が１歳に達していない）児童に限ります（令和７年度０歳児クラスの年度途中での入園を希望される方は、この制度を利用できません）。

■　実施施設について

子育て総合支援センター	とりかいこども園	摂津ポッポせんりおか保育園
千里丘愛育園	勝久寺保育園	ポポラー大阪南千里丘園
みなみせんりおか遊育園	がくえんちょう遊育園(※)	わかば保育園
せっつあそびまち遊育園	せっつ遊育園	つるのひまわり園
正雀ひかり園	正雀愛育園	一津屋愛育園
摂津さつき保育園	鳥飼さつき園	とりかい遊育園
とりかいひがし遊育園	摂津ひかり保育園	こどもなーと千里丘保育園
こどもなーと摂津保育園	摂津ポッポ保育園　香露園校	摂津ポッポ保育園　正雀校
こどもなーと正雀保育園		

(※)がくえんちょう遊育園はみなみせんりおか遊育園の分園です。

■　詳細は下記ホームページよりご確認ください。

産休育休明け予約

１１．入所前の健康診断

■　入所前に健康診断を受けていただきます。その結果、医師が児童の健康上入所を不適当と判断したときや伝染性疾患があるときなどは、入所をお断り又は延期することがあります。

１２．退所及び保育の実施の解除

■　市外への転出や保護者の退職などにより退所されるとき、又は児童の病気などで長期欠席されるときは、必ず事前に保育施設及び保育教育課へご連絡ください。

■　次のいずれかが判明したときは、入所中でも保育の実施を解除することがあります。

⑴　入所申込において、虚偽の記入又は申立があった場合

⑵　現に摂津市内に居住していない場合

⑶　世帯構成・退職など家庭状況の変更によって、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合

１３．令和７年度の保育料

令和元年１０月開始の幼児教育・保育の無償化により、３歳以上児の保育料は無償です。ただし、保育料に含まれていた副食費は無償化の対象外のため、各園による実費負担へ移行しております。

令和７年度　保育所・認定こども園・小規模保育事業　保育料表（月額）

児童の属する世帯の階層区分					0 歳児・1 歳児・2 歳児				第3子以降及び3歳以上児
					保育標準時間認定		保育短時間認定		
					第1子	第2子	第1子	第2子	
第1	A	被保護世帯等及び里親世帯			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
第2	B	A階層を除き、市町村民税の所得割課税額が次の区分の世帯	非課税	均等割非課税世帯	0	0	0	0	
第3	C1			均等割課税世帯	9,000	4,500	8,800	4,400	
				ひとり親世帯等	3,600	0	3,500	0	
	C2		48,600円未満		11,500	5,750	11,300	5,650	
				ひとり親世帯等	4,700	0	4,600	0	
第4	D1		48,600円以上60,000円未満		15,400	7,700	15,100	7,550	
				ひとり親世帯等	5,700	0	5,600	0	
	D2		60,000円以上67,000円未満		19,000	9,500	18,600	9,300	
				ひとり親世帯等	6,800	0	6,700	0	0
	D3		67,000円以上77,101円未満		23,000	11,500	22,600	11,300	
				ひとり親世帯等	8,000	0	7,850	0	
	D4		77,101円以上 97,000円未満		23,000	11,500	22,600	11,300	
第5	D5		97,000円以上 133,000円未満		31,700	15,850	31,100	15,550	
	D6		133,000円以上 169,000円未満		37,200	18,600	36,500	18,250	
第6	D7		169,000円以上 256,000円未満		45,800	22,900	45,000	22,500	
	D8		256,000円以上 301,000円未満		48,600	24,300	47,700	23,850	
第7	D9		301,000円以上 397,000円未満		55,800	27,900	54,800	27,400	
第8	D10		397,000円以上		63,000	31,500	61,900	30,950	

※保育料は定額減税額反映後の市町村民税所得割世帯課税額で算定します。なお、住宅取得控除、寄付金控除（ふるさと納税分を含む）、外国税額控除、株式等譲渡所得割額及び配当控除等の特別控除については、適用前のもので算定します。

※「被保護世帯等」とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）による支援給付受給世帯、小規模住居型児童養育事業を行う者です。

※「ひとり親世帯等」とは以下の世帯です。

⑴　母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は同項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

⑵　次に掲げる者がいる世帯

ア　身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ　大阪府療育手帳に関する規則第７条第２項の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第５条第１項に規定する受給資格者

オ　国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

⑶　保護者の申請に基づき、生活保護法第６条第２項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

※保育料のほか、保育施設ごとに各種実費負担があります。

■　保育料の切り替えについて

保育料算定の基礎となる課税年度切り替えは９月です（算定は４月と９月に行います。）。
令和７年４月から令和７年８月まで→令和６年度の市町村民税の課税額をもとに決定します。
令和７年９月から令和８年３月まで→令和７年度の市町村民税の課税額をもとに決定します。

■　保育料の算定基礎について

父母の市町村民税額を基礎として保育料を決定します。

ただし、父母の収入合計額が 103 万円未満で、同居の祖父母等いずれかの収入が 300 万円以上ある場合は、その祖父母等の方の市町村民税額をもとに算定を行います。この場合でも、本年の父母の３か月分の平均収入を勘案し、年間収入が 103 万円以上見込めるときは、父母の市町村民税額により算定することができる場合があります。該当される場合は、保育教育課へご相談ください。

■　認定時間（保育標準時間認定と保育短時間認定）について

保育要件や就労時間等に応じて決定します（「7. 保育時間と保育要件」をご確認ください。）。

認定時間の変更を希望する場合、以下の申出期限までに保育教育課へご連絡ください（場合によっては書類の提出が必要なことがあります。）。急遽の変更希望は別途ご相談ください。

・１日～25 日までに申出があった場合　⇒　翌月から変更
・26 日～月末に申出があった場合　　⇒　翌々月から変更

■　第１子、第２子、第３子以降の適用（多子軽減）について

児童に兄姉がいる場合、児童が第２子の場合は保育料表の金額から半額、第３子以降の場合は無料となるなどの多子軽減があります。適用方法は、世帯の区分や市町村民税の状況に応じ、次のとおりです。

◆２号・３号認定のひとり親世帯等で、市町村民税所得割世帯課税額が 77,101 円**未満**の世帯
◆２号・３号認定の上記以外の世帯で、市町村民税所得割世帯課税額が 57,700 円**未満**の世帯

⇒　児童の兄姉として年齢制限はなく、年齢が高い順に第１子（全額）・第２子（半額）・第３子以降（無料）となります。兄姉については、児童の属する世帯と生計を一にすることなどの要件があります。別居の兄姉を含める場合は、「別居世帯員申立書」の提出が必要です。

◆２号・３号認定のひとり親世帯等で、市町村民税所得割世帯課税額が 77,101 円**以上**の世帯
◆２号・３号認定の上記以外の世帯で、市町村民税所得割世帯課税額が 57,700 円**以上**の世帯

⇒　児童の兄姉としては就学前までの年齢で、かつ下枠の算定対象施設を利用している児童の中で、年齢が高い順に第１子・第２子・第３子以降（無料）となります。

認可保育所・幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等）、企業主導型保育事業、特別支援学校（幼稚部）、児童心理治療施設（通所部）、児童発達支援（医療型・居宅訪問型含む）

■　保育料の変更について

・次のいずれかに該当する場合は、保育料が変更となる場合がありますので、保育教育課へご連絡ください。

（ア）～（ウ）は該当することとなった日の翌月分以降の保育料、（エ）は欠席した月分の保育料がその対象となります。なお、事後のご連絡である場合は、年度内に限り、遡って変更可能です。

（ア）所得の修正申告等により保育料決定の根拠となる年の市町村民税額に変更があるとき
　（税務署や市役所市民税課で手続きされた場合でも、保育教育課に変更内容のご連絡がなければ、保育料を変更できないことがあります。）
（イ）婚姻・離婚・死別その他の事情により、世帯状況に変更があったとき
（ウ）地震等の被災により、被害規模が半壊以上の罹災証明書が発行されたとき
（エ）やむを得ず長期欠席した場合で、次のⅰとⅱのいずれにも該当する場合
　ⅰ．児童の事故又は疾病等によること（診断書等の証明書類が必要です。）
　ⅱ．15 日以上連続して欠席すること

・失業・傷病等によって所得が著しく減少し、保育料の支払いが困難となったときは、申請により、申請月の翌月分から保育料が変更となる場合がありますので、保育教育課へご連絡ください。
・月途中の入退所があったときは、日割り計算により減額となる場合があります。
・緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないときは、日割り計算により減額となる場合があります。

■ 保育料の滞納について

保育料は必ず納期限までに納付してください。納期限までに納付がなく、督促後も納付が無い場合は、地方税の例により、勤務先への給与照会等の財産調査のうえ、滞納処分（財産の差し押さえ等）の対象となります。また、きょうだいの入所選考の際に、減点の対象となります。

１４．給食費（食材料費）

■ ０歳児から２歳児の給食費は、保育料に含まれます。
■ ３歳児から５歳児の給食費（食材料費）は、主食費（お米やパン）や副食費（おかずやおやつ）として、各園による実費徴収です（金額については、各園によって異なります。）。
■ 副食費の支払い免除について
- ３歳児から５歳児で、次のいずれかに該当する場合、副食費の支払いが免除されます。
  ① 第３子以降（多子カウント（きょうだい）の対象は、小学校就学前まで）
  ② 年収約 360 万円未満相当世帯
    ※ 具体的には、保育料の算定と同様の方法で、市町村民税の所得割世帯課税額により判定します。
    ※ ひとり親世帯等は 77,101 円未満、それ以外の世帯は 57,700 円未満の場合に免除対象です。
  ③ 養育里親又は生活保護世帯等の被保護世帯
- 保育料等決定通知書の「副食の提供費用の支払の免除の有無」欄にてお知らせします。

１５．実費徴収にかかる補足給付事業

■ 補助要件に該当する場合、保育施設における日用品・文房具等に要する費用に対して補助金を受けることができます。詳細については、保育教育課へお問い合わせください。

【補助対象者】
本市に居住する教育・保育給付認定保護者で、次のいずれかに該当する園児の保護者
① 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）
② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
③ 収入その他状況を勘案し、①②のいずれかに準ずる者

１６．幼児教育・保育の無償化

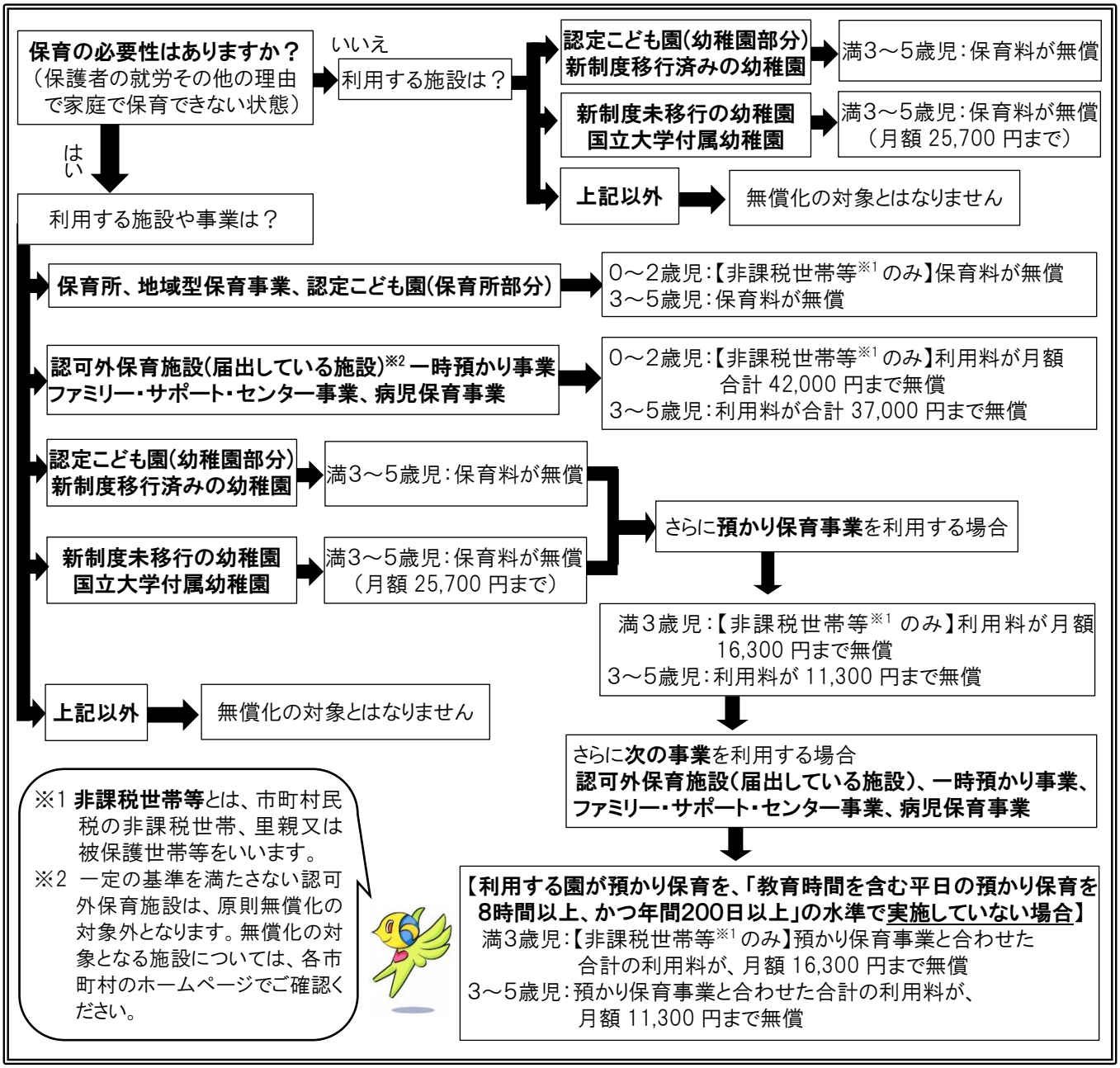

- 保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育所枠）の在園児は、その保育料について無償化の対象となるため、認可外保育施設やファミリー・サポート・センター事業などその他のサービスを併用する場合、それらは無償化の対象外です。
- 認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、預かり保育事業の無償化を受けるためには、別途、施設等利用給付の２号又は３号の認定を事前に受けていただく必要があります。申請方法等については、幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）についての案内をご覧ください。
- 保育所等を申し込み、入所選考の結果保留となった場合、上記の施設等利用給付認定に関する「みなし認定」の対象となる場合があります。該当する場合には案内文書を送付しますので、希望される場合はお手続きください。

１７．一時預かり

■　一時預かりの利用について

- 仕事や通院、看護、冠婚葬祭などのために一時的に児童の保育ができないときや、保護者の育児に伴う心理的・身体的負担を緩和するための一時預かりを実施しています。
- 事前の登録・申込みが必要です。利用を希望される保育施設に直接お問い合わせください。

■　実施施設（各施設の連絡先につきましては、32 ページをご参照ください。）

子育て総合支援センター	千里丘愛育園	せっつ遊育園
つるのひまわり園	正雀愛育園	一津屋愛育園
摂津ひかり保育園	とりかい遊育園	とりかいひがし遊育園
摂津ひかりにこにこ保育園		

１８．特別保育の実施

■　病児・病後児保育について

- 就学前の「病気の回復期に至っていない子ども」や「病気の回復期であり、集団保育が困難な子ども」を対象に病児・病後児保育を２か所で実施しています。
- 利用には施設での登録が必要です。登録票・利用届出書等は実施施設・各保育施設・保育教育課にあります。
- 別途費用が必要です。

実施施設名	電話番号	住所
遊育園こどもクリニック（せっつあそびまち遊育園併設）	06-6382-0300	摂津市三島三丁目 14-75
エキスポキッズ（吹田徳洲会病院７階）	06-6816-8873	吹田市千里丘西 21-1

■　病後児保育について

- 保育所等入所中の「病気の回復期であり、集団保育が困難な子ども」を対象に病後児保育を１園で実施しています。
- 利用には施設での登録が必要です。登録・申込用紙等は各保育施設・保育教育課にあります。
- 医師の意見書が必要です。

実施施設名	電話番号	住所
認定こども園摂津ひかり保育園	072-650-0123	摂津市鳥飼本町一丁目 11-1

■　休日保育について

- 保育施設に入所中の子どもを対象に、休日（日曜・祝日）に保護者の勤務等により家庭での保育が困難な場合、１園で休日保育を実施しています。
- 利用には施設での登録が必要です。登録・申込用紙等は各保育施設・保育教育課にあります。
- 利用申込は３日前までに実施施設へ連絡してください。

実施施設名	電話番号	住所
認定こども園せっつ遊育園	06-6382-0307	摂津市三島三丁目 13-1

１９．小規模保育事業等の連携施設

- 以下のとおり、卒園児の受入れに関して連携施設が設定されています。
- 転園の手続き（通常の保育所等入所申込）をしていただくことで、連携先の施設に入所することができますが、下記の通り定員等の条件があります。

【連携施設】

No	施設名	連携先
①	摂津ポッポ保育園正雀校	かおり幼稚園
②	摂津ポッポ保育園正雀校 摂津ポッポ保育園香露園校	摂津ポッポせんりおか保育園
③	せっつ遊育園分園 （せっつ遊育園０歳児クラス）	あとりえらぼ遊育園
④	こどもなーと摂津保育園	あとりえらぼ遊育園（幼稚園枠） せっつあそびまち遊育園
⑤	こどもなーと千里丘保育園	
⑥	こどもなーと正雀保育園	
⑦	たいしょうがわ遊育園 Bebe Maison	みなみせんりおか遊育園（幼稚園枠）

※ ①について、かおり幼稚園への転園の手続きの詳細は、幼稚園へご確認ください。

※ ②について、各園から２名ずつ（園ごとに２名に満たない場合は、２園合わせて最大４名）が連携対象となり、希望者が多い場合は選考となります。

※ ③について、せっつ遊育園の０歳児はせっつ遊育園分園として運営されており、１歳児への進級時に自動的にせっつ遊育園（本園）へ転園することとなりますが、４月入所の一斉受付時にあとりえらぼ遊育園への転園の申込みをした場合、３名まで転園できるように、連携が設けられています。

※ ④⑤⑥について、３園合わせて最大２名があとりえらぼ遊育園（幼稚園枠）と連携対象となり、３園のその他の卒園児はせっつあそびまち遊育園との連携対象となります。

※ ⑦について、みなみせんりおか遊育園への転園の定員設定や手続きの詳細は、みなみせんりおか遊育園へご確認ください。

※ 障害や食物アレルギーのあるお子様や医療的な配慮が必要なお子様など、保育において支援が必要な場合は、連携先への転園ができない場合があります。申込前に保育教育課へご相談ください。

２０．企業主導型保育事業の利用

- 企業の従業員の子どもの保育を行う認可外の保育施設です（現在のところ、摂津市内にはありません。）。
- 利用申込先は、各施設です。
- 施設によっては地域枠の定員が設けられていますが、利用にあたっては市から保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、事前に「子どものための教育・保育給付認定申請書」と「保育が必要な理由を証明する書類」をご提出ください。詳細は P.10 をご確認ください。

２１．その他

■　以下の保育施設に変更の予定があります。

施設名	時期	内容
とりかいこども園	令和６年６月 ～令和９年２月	とりかいこども園は、園舎の建替工事を行っています。可能な限り騒音、振動の発生を軽減し工事を行う予定です。 詳細は P.4 に掲載の市ホームページよりご確認ください。
摂津ポッポせんりおか保育園	令和７年４月	開所時間の変更 （変更前）午前７時～午後７時 （変更後）午前７時 30 分～午後７時
ポポラー大阪南千里丘園	令和７年４月	保育年齢の変更 （変更前）６ヵ月から （変更後）産休明けから
摂津ひかりにこにこ保育園	令和７年４月	施設区分の変更 （変更前）保育所 （変更後）幼保連携型認定こども園 ※認定こども園化にあたり園名が変更になる可能性があります。
みなみせんりおか遊育園	令和７年４月	利用定員の変更 （変更前）100 人 （変更後）90 人
せっつあそびまち遊育園	令和７年４月	開所時間の変更 （変更前）午前７時３０分～午後６時３０分 （変更後）午前７時～午後７時

※上記は現時点の予定のため、時期や内容が異なることがございます。

２２．入所申込でよくあるご質問

（※父母等の続柄は、入所希望児童からみた続柄で記載しています。）

【入所要件等】

① 両親の就労で入所を希望しています。勤務時間などによって入所できない場合はありますか？
→あります。保育の必要性の認定を受けるためには、月 64 時間以上の就労が必要です。

② 祖父母と同居しています。就労証明書等は必要ですか？
→18 歳以上 65 歳未満の同居家族については就労証明書等の書類の提出が必要です。世帯分離をしている同居家族も同様です。提出がない場合、入所の選考の際に減点の対象となります。
祖父母だけでなく、きょうだい・おじ・おば等であっても同様です。学生の方は質問⑧の回答をご覧ください。
なお、二世帯住宅で生活実態として完全別居かつ生計が同一でない場合は同居家族とみなしませんので、就労証明書等の提出は不要です。

③ 自営業の場合、どのような証明書が必要ですか？
→「就労証明書」をお使いください。「5．雇用の形態」の欄で、「自営業主」「自営業専従者」「家族従事者」のうち該当するものをチェックしてください。また、就労証明書のほかに「確定申告書」の写しを提出してください。開業後間もないため確定申告書を提出できない場合は「営業許可書、開業届」等、自営業であることを証明する書類の写しを提出してください。

④ 母親の病気の要件で保育施設に入所希望ですが、どのような証明書が必要ですか？
→医師に「傷病証明書」を記入してもらってください。なお、「児童の保育ができない」旨の記載が必要です。

⑤ 祖父母の看護の要件で保育施設に入所希望ですが、どのような証明書が必要ですか？
→ご自身で「介護・看護申立書」を記入し、内容の確認できる書類（介護保険証のコピー、障害者手帳等のコピーや医師の診断書等）を添付してください。

⑥ 派遣社員として、勤めていますが、派遣元又は派遣先のどちらの証明が必要ですか？
→派遣元に就労証明書を記入してもらってください。ただし、勤務先・勤務時間等については、派遣先の内容を記入してもらってください。

⑦ 複数の会社で働いていますが、全ての会社の就労証明書が必要ですか？
→必要です。全ての会社の就労証明書をご提出ください。ただし、父母以外の同居家族については、月 64 時間以上の就労又は就学を確認できれば、全てでなくても差しつかえありません。

⑧ 職業訓練学校、専門学校等に通っていますが、どのような証明書が必要ですか？
→学校在籍証明又は学生証のコピーをご提出ください。また、在学時間がわかる時間割、年間（月間）スケジュールも併せてご提出ください。保育の必要性の認定には、月 64 時間以上の在学時間が必要です。保育短時間認定、保育標準時間認定については、就労の場合と同様の条件となります。在学時間が月 64 時間を下回る場合は不十分となります。その場合、在学時間とあわせて月 64 時間以上となる就労を行っているときは就労証明書を、就職活動を行っているときは誓約書兼求職活動報告書をあわせてご提出いただき、その他のご事情の場合は、保育教育課までお問い合わせください。

⑨ 就労時間が不規則ですが、どのように記入すればいいですか？
→月間の合計時間を記載してください。必ず休憩時間を含めてください。

⑩ 父親が単身赴任中ですが、父親の就労証明書等は必要ですか？
→必要です。就労証明書中に単身赴任に関する部分がありますので記入してもらってください。

⑪ 他市へ転出します。転出先の保育施設へ入所を希望する場合、どのように申込みすればよいですか？
→転出前であれば、摂津市へお申込みいただけます。その際、申込書に希望する転出先の保育施設を記載してください。ただし、自治体によっては転入前でも直接申し込める場合があり、入所選考における優先順位に関わることがありますので、転出先の保育担当課へお尋ねください。

⑫ 育休復帰が５月１日ですが、４月１日付の入所の希望はできますか？
→可能です。入所日から１か月以内に復帰してください。ただし、職場都合によりゴールデンウイーク明けにしか復職できない場合は保育教育課までご相談ください。

【保育料等】
⑬ 保育料はどのように決定されるのですか？
→P.15 に記載の保育料表に基づき、世帯の所得の階層区分や児童の年齢、きょうだいの状況等により決定します。なお、４月から８月は前年度市町村民税、９月から３月は当該年度の市町村民税が算定基礎となるため、９月に保育料が変更されます。
※令和７年４月から令和７年８月の保育料は令和６年度の市町村民税、
令和７年９月から令和８年３月の保育料は令和７年度の市町村民税が算定基礎となります。

⑭ 母親が父親の配偶者控除の対象となっている場合でも、母親の市町村民税の申告が必要ですか？
→配偶者控除の対象であっても、母親に一定以上の所得があるときは市町村民税が課税される場合があります。母親が非課税となる場合は申告不要です。

⑮ どのような場合に市町村民税の申告が必要ですか？
→勤務先で年末調整を行っている場合や、所得税の確定申告を行っている場合は不要です。所得が無いため年末調整や確定申告の対象となっていない場合や、何らかの理由で所得があるにも関わらず年末調整や確定申告がお済でない場合は、市役所市民税課にお問い合わせのうえ、確定申告もしくは市町村民税の申告を行ってください。

⑯ 父親と別居しており離婚に向けて調停中ですが、父親は保育料算定の対象となりますか？
→婚姻関係にある場合、保育料算定の対象となります。ただし、住民票上でも別居し、調停開始の呼び出し状等の提出があり、ひとり親家庭とみなされた場合は算定対象となりません。

⑰ 祖父母と同居していますが、祖父母は保育料の算定対象となりますか？
→父母合わせて年収が 103 万円未満の場合、同居している祖父母等のいずれかに 300 万円以上収入があれば、その方の市町村民税で保育料を算定する場合があります。
詳しくは、保育教育課までお問い合わせください。

⑱ 現在、３歳児クラスで副食費が免除されていますが、卒園まで免除されますか？
→毎年４月と９月に免除判定をしますので、課税額の増減により、途中から免除の対象ではなくなることもあります。反対に、途中から免除対象になることもあります。

【入所選考について】
⑲ 自身の利用調整指数を教えてもらうことはできますか？
→可能です。保育教育課へ電話もしくは窓口でお問合せください。

⑳ 現在待機中ですが、自身の待機順位を教えてもらえますか？
→個人情報保護の観点より、待機の順位をお伝えすることはできません。また、ご自身より点数の高い方が何点なのか等、他の世帯に関する情報もお伝えできません。待機者数についてのみ回答が可能です。

㉑ ３月から認可外保育施設を使う予定ですが、10 月に行う４月入所の申込には加点されますか？
→加点されません。ただし、申込時に週４日以上の実績が記載された「認可外保育施設等利用証明書」を提出されますと加点の対象となります。

利用調整指数について（どのような場合加点がつくのか）等、
その他の「よくある質問」はホームページにも掲載しています。
右下の二次元コードから該当ページを開くことができます。
あわせてご覧ください。

２３．記入例（随時申込用）

①　保育所等入所申込書

■　表面

様式第1号

保育所等入所申込書（兼保育児童台帳）

令和 **6**年 **10**月 **7**日

摂 津 市 長 様

保護者住所 摂津市 **三島1丁目1番1号**
保護者名 **摂津　太郎**
携帯電話番号 （父） **090**-××××-××××
（母） **080**-○○○○－○○○○
E-mail **settsu-taro@○○○.com**
現住所が市外の場合
転入前の住所
転入予定日　　年　　月　　日

保育所等への入所を次のとおり申し込みます。

入所希望保育所等の名称	第1希望 **××保育園**	第2希望 **△△園**	第3希望 **□□園**
	第4希望 **○○園**	第5希望 **◇◇保育園**	第6希望
	第7希望以降		

第7希望以降の保育所等がある場合は続けて記入してください。入りきらない場合は枠外に記入してください。

1．世帯の状況

	氏　名	続柄	生年月日	保育所、勤務先、学校等
入所を希望する児童	ふりがな せっつ じろう **摂津　次郎**	本人	R・H **6・4・5**	新規入所中⇒
世帯の状況（生計を一にする家族及び同居者）	ふりがな せっつ たろう **摂津　太郎**	父	H・S **2・5・5**	勤務先名 **○○銀行**
	ふりがな せっつ はなこ **摂津　花子**	母	H・S **2・9・11**	勤務先名 **○○株式会社**
	ふりがな せっつ さくらこ **摂津　桜子**	姉	R・H・S **3・11・3**	**○○保育園**
	ふりがな せっつ しょういちろう **摂津　昭一郎**	**祖父**	R・H・S **36・12・6**	**○○工務店**
	ふりがな せっつ はなよ **摂津　花代**	**祖母**	R・H・S **31・2・11**	
	ふりがな		R・H・S ・ ・	
保育の利用を希望する期間		令和 **7**年 **4**月 **1**日から（ 就学前 ・ 令和　年　月　日）		
保育の利用を必要とする理由（該当する□に✔印を記入してください。）		✔就労 □出産前後 □傷病・障害等 □介護・看護 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（　　）		

同居する家族・同居者も漏れなく記入してください（住民票の世帯に関わらず、実態として同居されている方）。

生計を一にする別居中の家族についても記入してください。

18歳以上65歳未満の同居家族・同居者がおられる場合は、同居者の保育が必要な事由の証明書も提出してください。

2．祖父母の状況（同一世帯以外の場合のみ記入）

		祖　父		祖　母
父方	氏名	（　　歳）	氏名	（
	住所		住所	
	状況	□就労 □傷病・障害等 □介護・看護 □死亡 □その他（　　）	状況	□就労 □傷病・障害等 □介護・看護 □死亡 □その他（　　）
母方	氏名	**高槻　三郎**　（ **64** 歳）	氏名	**高槻　月世**　（ **65** 歳）
	住所	**高槻市○○1丁目1－1**	住所	**同左**
	状況	✔□就労 □傷病・障害等 □介護・看護 □死亡 □その他（ **無職** ）	状況	□就労 ✔□傷病・障害等 □介護・看護 □死亡 □その他（　　）

⇒続いて裏面もご記入ください。

■ 裏面

3. 利用調整について（該当するものに☑）

□至急入所したい	☑他の世帯を優先的に利用調整して構わない（※）

※希望施設の欠員等により利用可能になった場合は入所を案内します

育児休業の延長等のため至急の入所を希望しない場合は右に☑を入れてください。
ただし、希望施設の欠員等により利用可能になった場合は入所を案内します。

4.（きょうだい同時申込の方のみ回答）兄弟姉妹が同時に入所申込した時の希望について

・入所案内冊子の質問に沿って選んだ回答を書き写してください。
（Ｑ１～Ｑ５には①～⑪、Ｑ６にはＡ～Ｆ３の記号を記載してください。）

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6
②	－	⑥	⑦	⑪	F1

・Ｑ１で②を選んだ方（きょうだいが別々の時期に入園する可能性がある場合）は、
利用できない児童の保育手段を選んでください。
親族が保育　職場に連れていく ・ 認可外保育施設や一時預かり等を利用する ・ その他（　　）

4. は申込み児童が複数いるときのみ記入してください。

5. 世帯の状況（該当するものに☑）

□ 生活保護世帯（昭和/平成/令和　　年　　月　　日から）→**生活保護受給証明書**をご提出ください。
□ 母子・父子世帯（ 離婚 ・ 死別 ・ 未婚 ）→児童扶養手当の受給　□有　□無
□ 同居家族が障がい者手帳または療育手帳を持っている→該当する**手帳の写し**をご提出ください。
☑ 保護者が妊娠中（出産予定日：令和 **7**年 **8**月 **1**日）→**母子手帳の写し**をご提出ください。
□ 上記以外の世帯（上の４つに該当なし）

各種証明書の写し等の提出が必要です。

必ずいずれかに☑を記入してください。

6. 住民登録（該当するものに☑）

	父　親	母　親
令和６年１月１日現在の住民登録地	☑摂津市 □他の市区町村（ **吹田市** ）	☑摂津市 □他の市区町村（ **吹田市** ）
令和７年１月１日現在の住民登録地	☑摂津市 □他の市区町村（　　）	☑摂津市 □他の市区町村（　　）

7. 新規申込時の現状（該当するものに☑）

☑母（父）親が産休・育休中	□母（父）親が保育（産休・育休中ではない）	□祖父母等の親族が保育
□保育施設を利用中（施設名：　　） →（転園の理由： 希望施設への転園 ・ 転居 ・ 小規模卒 ・ 認可外施設からの転園 ・ その他 ）		
□その他（　　）		

転園の場合は在園施設名を記入してください。

8. 保育の実施を希望する期間に入所できない場合の予定（該当するものに☑）

☑育児休業延長（最大令和 **8**年 **4**月 **4**日まで）	□親族等が保育を行い産休・育休から復職する	
□家庭保育（父・母・祖父母等の親族）	□職場に連れていく	□現在の職場を退職する
□その他の施設等を利用（幼稚園・認定こども園(教育部分)・認可外施設・企業主導型保育施設・シッター）		

9. 保育の利用を必要とする理由が「就労」の場合（該当するものに☑）

☑入所後、育児休業（産前産後休業）を取得中の勤務先へ必ず復職する
□入所後、育児休業（産前産後休業）を取得中の勤務先へ復職せず、退職・転職予定 →求職活動報告書または新しい勤務先の就労証明書が必要です。左記書類の提出がない場合、選考はできません。
□現在就労中で、入所後も届け出ている勤務時間のとおり現在の職場での就労を継続する
□現在就労中で、入所時または入所前に退職・転職予定 →求職活用報告書または新しい勤務先の就労証明書が必要です。左記書類の提出がない場合、選考はできません。
□就労予定として届け出ている勤務時間どおり就労予定 （雇用契約上の勤務時間は届出のとおりで時短勤務取得の場合を含む）
□就労予定として届け出ている勤務時間よりも雇用契約上短い時間で勤務予定 →正しい就労予定時間が記載された就労証明書が必要です。左記書類の提出がない場合、選考はできません。

※入所時点で勤務先や勤務時間が変更となり利用調整指数が減点になる場合、原則内定取消または退所となります

就労要件での申込みの場合は必ずいずれかに☑を記入してください。

10. 障害児保育の支援について（入所案内冊子をご確認いただき、該当するものに☑）

☑希望しない	□希望する

保育所等入所申込書（兼保育台帳）の
「兄弟姉妹が同時に入所申込した時の希望について」の選び方

Q1～Q5の選択肢をそれぞれ選び、下の組み合わせからアルファベットのきょうだい条件を、保育所等入所申込書（兼保育台帳）の裏面に記載してください（また、28ページもあわせてご確認ください。）。

Q１. きょうだいの入所タイミングは？　（注1）→解説は28ページへ

①ゼッタイ同時！　→Ｑ２へ

②同時じゃなくても大丈夫。　→Ｑ３へ

選んだ番号を記入 → A.

Q２. （Q1で①を選んだ方のみ）園は同じがいい？別々でもいい？

③同じ園のみ！　→Ｑ６へ

④別の園でも大丈夫。　→Ｑ３へ

A.（Q1で①を選んだ方のみ）

Q３. 園を選ぶのに重視するのは？（注２）

⑤希望順位が低くても同じ園に入りたい。

⑥別々になったとしても、希望園を優先する。

→（⑤⑥どちらを選んでも）Ｑ１で①を選んだ場合→Ｑ６へ
→（⑤⑥どちらを選んでも）Ｑ１で②を選んだ場合→Ｑ４、Ｑ５へ

A.

Q４. （Q1で②「同時じゃなくても大丈夫」を選んだ場合）
きょうだいの優先順は？（注３）

⑦上の子から！　⑧下の子から！　⑨どっちでも

→どれを選んでも、Ｑ５へ

A.（Q1で②を選んだ方のみ）

Q５. （Q4のつづき）ひとりが入所できる場合に、もうひとりは・・・（注４）

⑩同じ園に行けるときしか入所希望しない

⑪別の園でも入れるなら入りたい！

A.（Q1で②を選んだ方のみ）

Ｑ６. それぞれの質問で選択した番号の組み合わせを選択してください。

Q1	Q2	Q3	Q4	Q５		こたえ
①	③				→	A
①	④	⑤			→	B1
①	④	⑥			→	B2
②	―	⑤	⑦	⑩	→	C1
②	―	⑤	⑧	⑩	→	C2
②	―	⑤	⑨	⑩	→	C3

Q1	Q2	Q3	Q4	Q５		こたえ
②	―	⑤	⑦	⑪	→	D1
②	―	⑤	⑧	⑪	→	D2
②	―	⑤	⑨	⑪	→	D3
②	―	⑥	⑦	⑩	→	E1
②	―	⑥	⑧	⑩	→	E2
②	―	⑥	⑨	⑩	→	E3

Q1	Q2	Q3	Q4	Q５		こたえ
②	―	⑥	⑦	⑪	→	F1
②	―	⑥	⑧	⑪	→	F2
②	―	⑥	⑨	⑪	→	F3

それぞれのパターンの選考の仕方を次ページに掲載しています。

A～F3から選んでね

A.

Q1～Q6の答えを、保育所等入所申込書（兼保育台帳）の裏面に書き写してください

※上記のいずれにも当てはまらない場合は保育教育課までご相談ください

■きょうだい選考パターン

①、②～は選考の順序を表します。一人ずつ選考を行い、①が無理なら②、②が無理なら③の順で選考します。
それぞれのパターンで最後まで選考し、無理であれば待機となります。　(例)**鳥飼**　太字と下線が内定する園を表します。

A

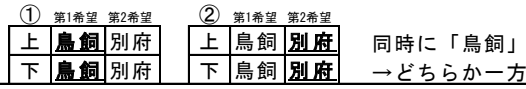

同時に「鳥飼」に行けるよう選考
→どちらか一方でも無理なら次に「別府」を選考（＝同時同園）

B1

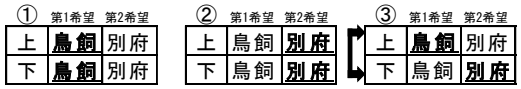

【同時同園を選考→無理なら別園で選考】

このマークは上の子と下の子の選考園が逆になる可能性もあることを指します。以下同様。

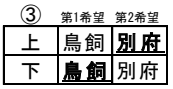

↑③でこうなる可能性もある

B2

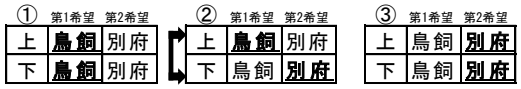

【きょうだい各々希望順の高い施設から選考し、ともにどこかに入所できる場合のみ選考】

C1

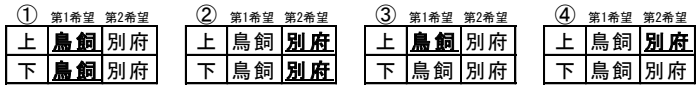

【同時同園を選考→上の子のみ入所できる場合のみ選考】→次の選考から下の子は同園のみで選考

C2

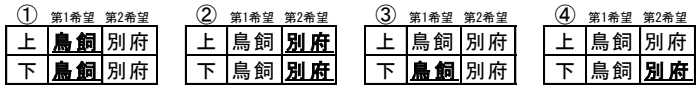

【同時同園を選考→下の子のみ入所できる場合のみ選考】→次の選考から上の子は同園のみで選考

C3

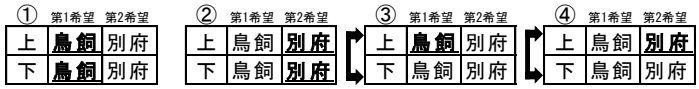

【同時同園を選考→きょうだいどちらかひとりでも入所できる場合は選考】→次の選考から同園のみで選考

D1

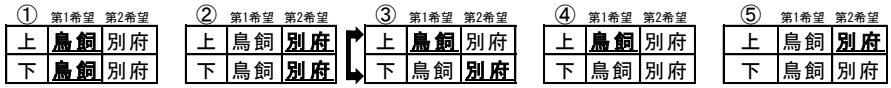

【同時同園を選考→上の子が入所することを優先し、下の子は別園でも選考】→次の選考から下の子は同園→別園で選考

D2

【同時同園を選考→下の子が入所することを優先し、上の子は別園でも選考】→次の選考から上の子は同園→別園で選考

D3

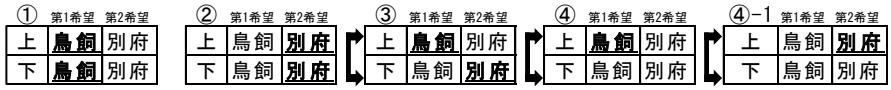

【同時同園を選考→同時別園→どちらかひとりでも入所できる場合の順に選考】→次の選考から同園→別園で選考

E1

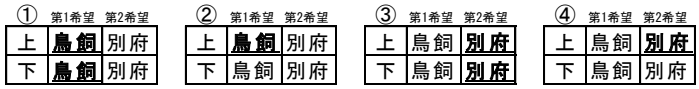

【上の子が希望順高い園への入所を優先し、下の子は同園のみ選考】→次の選考からも下の子は同園のみで選考

E2

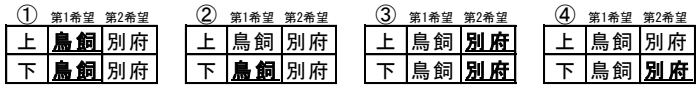

【下の子が希望順高い園への入所を優先し、上の子は同園のみ選考】→次の選考からも上の子は同園のみで選考

E3

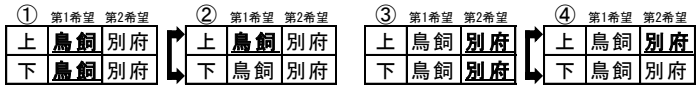

【どちらの子でも希望順高い園への入所を優先し、一方の子は同園のみ選考】→次の選考から同園のみで選考

F1

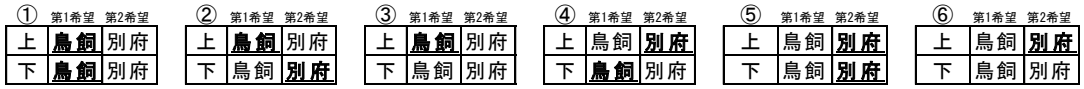

【上の子が希望順高い園への入所を優先し、下の子は別園でも選考】→次の選考から下の子は同園→別園で選考

F2

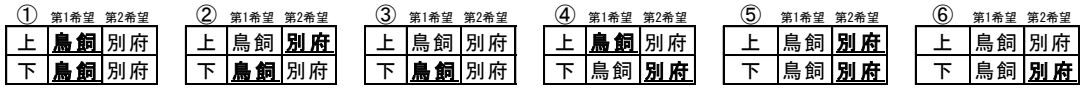

【下の子が希望順高い園への入所を優先し、上の子は別園でも選考】→次の選考か上の子は同園→別園で選考

F3

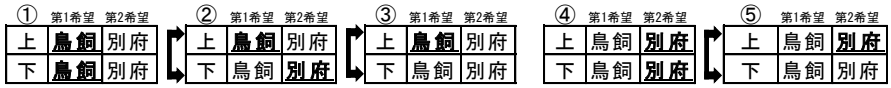

【両方もしくはどちらかが希望順高い園への入所を優先し、一方の子は別園でも選考】→次の選考から同園→別園で選考

■２６・２７ページのきょうだい条件の解説

（注１）Ｑ１，２について

きょうだい二人が同時に入所できない場合でも、ひとりが入所するのであれば、就労や傷病など、保護者の保育事由が必要となります（育児休業中の方は復職する必要があります）。

この場合、もうひとりのお子様の預け先を確保していただく必要があります。預け先は認可外保育施設や一時預かり等の利用、職場に連れていく、親族に預ける、などの方法が考えられます（申込書に必ず記載してください）。

（注２）Ｑ３について

⑤を選んだ場合は、希望の低い園であっても、きょうだいが同じ園に入れる場合には選考します。

⑥を選ぶ場合は、「どうしても特定の園に行きたい」という場合が考えられます。その場合は、別の園に入ったもう一人のお子様について、入所後に転園申込みすることが考えられます（一旦入所内定した場合、転園申込みは入所後にしかできません）。

（注３）Ｑ４について

きょうだいの優先順について、例えば「上の子から」を選択した場合は、上の子がどの園にも決まらなかった場合、下の子のみ入所案内が可能な状況であっても、下の子も待機となります。

（注４）Ｑ５について

＜入所希望保育施設が複数あり、今回の選考でひとりだけ保育施設Ａに入所できる場合＞

⑩を選ぶと、もうひとりのお子様が同園に入所できない場合は、次回の選考にまわります。次回の選考からは、保育施設Ａのみでの選考となり、それ以外の園での選考は行われません。

⑪を選ぶと、もうひとりのお子様は今回の選考で保育施設Ａ以外の園でも選考が行われるため、別の園に入所できる可能性があります。別の園でも入所できない場合は次回の選考にまわりますが、この時も保育施設Ａに入所できない場合は、別の園でも選考します。

②　子どものための教育・保育給付認定申請書

様式第１号

子どものための教育・保育給付認定申請書

令和　**6**年**10**月　**7**日

摂津市長　様

保護者	居住地	〒５６６－**0022** 摂津市　**三島 1-1-1**		氏名	**摂津　太郎**	生年月日	S・(H)**2**年**5**月**5**日
	連絡先	自宅	**06－6383－1111**	携帯（父）	**090**－××××－××××	携帯（母）	**080**－OOOO－OOOO

次のとおり、教育・保育給付認定及び支給認定証の交付を申請します。
また、担当職員が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した保育料及び副食の提供費用の支払の免除に関する事項を特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

申請の対象となる子ども	氏名	生年月日	保護者との続柄	個人番号
	ﾌﾘｶﾞﾅ セｯﾂ ｼﾞﾛｳ **摂津　次郎**	H・(R)**6**年**4**月**5**日	**子**	**0** **0**

希望する認定区分（希望するものの□に✔印を記入してください。）	□ １号（入園時の子どもの年齢が３歳以上で認定こども園又は幼稚園での 利用する認定こども園・幼稚園の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿ （注意）１号認定を希望する場合は、別途、各認定こども園・幼稚園に入 ☑２号又は３号（入園時の子どもの年齢が０歳以上で認定こども園又は保 （注意）２号又は３号認定を希望する場合は、別途、市に保育の利
認定を希望する期間	令和　**7**　年　**4**　月　**1**　日から（就学前）

※保育を希望する場合の認定区分は、３歳以上の子どもは「２号」、３歳未満の子どもは「３号」の

① 世帯の状況　※申請の対象となる子ども以外の両親、生計を一にする及び同居している人全員について記入してください。

氏名	対象子どもとの続柄	個人番号 生年月日	職業（勤務先）又は学校名等
ﾌﾘｶﾞﾅ セｯﾂ ﾀﾛｳ **摂津　太郎**	**父**	**0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0** T・S・(H)・R **2**年**5**月**5**日	**○○銀行**
ﾌﾘｶﾞﾅ セｯﾂ ﾊﾅｺ **摂津　花子**	**母**	**0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0** T・S・H・R　年　月　日	**○○**
ﾌﾘｶﾞﾅ セｯﾂ ｻｸﾗｺ **摂津　桜子**	**姉**	**0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0** T・S・H・(R)**3**年**11**月**3**日	
ﾌﾘｶﾞﾅ セｯﾂ ｼｮｳｲﾁﾛｳ **摂津　昭一郎**	**祖父**	**0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0** T・(S)・H・R **36**年**12**月**6**日	**○○**
ﾌﾘｶﾞﾅ セｯﾂ ﾊﾅﾖ **摂津　花代**	**祖母**	**0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0** T・(S)・H・R **31**年**2**月**11**日	
ﾌﾘｶﾞﾅ		T・S・H・R　年　月　日	

生活保護等の適用	☑なし　□あり（　年　月　日保護等開始）	保護者が小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に該当しますか	☑該当しない　□該当する

② 世帯の状況及び保育を必要とする理由　※「希望する認定区分」の欄で「２号又は３号」の□に✔印をつけた場合のみ記入してください。

世帯の状況			
ひとり親世帯に該当しますか	☑該当しない　□該当する（□離婚（　年　月　日離婚）　□未婚　□その他（　））	在宅障害児(者)の有無	☑なし　□あり

申請の対象となる子どもとの続柄	保育を必要とする理由
(父)・母・その他(　)	☑就労　□出産前後　□傷病・障害等　□介護・看護　□災害復旧　□求職活動 □就学　□育児休業　□その他（　）
父・(母)・その他(　)	☑就労　□出産前後　□傷病・障害等　□介護・看護　□災害復旧　□求職活動 □就学　□育児休業　□その他（　）

保育を希望する時間	**8**時**30**分から**18**時**30**分まで	※保育を必要とする理由が就労の場合は、原則的に１か月の就労時間（通勤時間を含む。）に応じて次のとおりの認定となります。 ① ６４時間以上１２０時間未満の場合：保育短時間認定
希望する保育時間	(保育標準時間)・保育短時間	
就労の場合、１か月の就労時間（通勤時間を含む。）	父：１か月　約（**190**）時間 母：１か月　約（**185**）時間	就労以外の理由 記入してください。

備考　保護者が法人である場合は、「居住地」の欄には主たる事務所の所在地及び当該申請に係る
名称及び代表者の氏名を記入してください。

転入予定での申込みの方は個人番号を記入ください。
また、マイナンバー確認書類と本人確認書類の提出が必要です。

保育所等入所申込書（兼保育児童台帳）の世帯の状況欄と同じ家族・同居者を記入してください。

就労時間等によっては希望する保育時間の認定ができない場合があります。

２４．摂津市保育施設利用調整基準

摂津市の保育施設については、以下のとおり基準を設け、①から順番に利用調整します。

摂津市保育施設利用調整基準

摂津市の保育施設については、以下のとおり基準を設け、①から順番に利用調整します。

①「産休・育休明け保育所等入所予約」で内定した児童（4月入所かつ0歳児のみ）
　摂津市の産休・育休明け入所予約で内定を受けた児童。※入所申込が必要です。

②卒園児の受入れに関する施設間の連携協定に基づく転園に該当するとき
　小規模保育事業の卒園児等の受入れ先として連携協定がある施設間の転園

③障害児等加配が必要な児童
　保育士等による支援が必要な児童

④入所中の施設に上のクラスがなく、転園しなければならない児童（4月入所のみ）
　小規模保育事業など就学前までのクラスがなく、3月末で卒園しなければならない児童。

⑤市内または市外の保育施設で勤務する（または勤務予定の）保育士の保護者がいる児童
　正規職員・非正規職員を問いません。ただし、朝・夕のみのパート勤務は対象外です。

⑥上記以外の児童
　下記の「利用調整指数表」に基づき、調整します。

利用調整指数表

１　基本指数　（父母又は養育者の状況（もっとも指数の**低い**者で算定））

番号	必要性の事由		細目	点数
1	就　労	会社等勤務（在宅勤務含む）自営業等	月160時間以上の勤務時間	10
2			月140時間以上月160時間未満の勤務時間	9
3			月120時間以上月140時間未満の勤務時間	8
4			月100時間以上月120時間未満の勤務時間	7
5			月64時間以上月100時間未満の勤務時間	6
6		内職等	月160時間以上従事	5
7			月120時間以上月160時間未満従事	4
8			月64時間以上月120時間未満従事	3
9	出　産	出産又は出産予定日の前後各8週間以内で、保育の必要な場合		8
10	保護者の病気又は障害	病　気・怪　我	入院または常時病臥・絶対安静	10
11			安静（子の保育ができない）	9
12			療養（子の保育に支障がある）	8
13		障　害	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aを有する人。またはこれらと同程度の障害が認められる人	10
14			身体障害者手帳3級・4級、精神障害者手帳2級、療育手帳B1を有する人。またはこれらと同程度の障害が認められる人	8
15			身体障害者手帳5級・6級、精神障害者手帳3級、療育手帳B2を有する人。またはこれらと同程度の障害が認められる人	6
16	同居親族の常時介護又は看護			8
17	震災、風水害、火災等の復旧活動			12
18	求職活動		内定先がある場合	2
19			内定先がない場合	1
20	学校又は職業訓練		月140時間以上通学	9
21			月120時間以上月140時間未満通学	7
22			月64時間以上月120時間未満の通学	5
23	前各号に準じると認められるとき			前各号に準じる

2　調整指数（加点・減点事由）

番号	内容		点数
1	育児休業を取得中の保護者が、保育施設の入所が決まり次第、職場復帰ができる場合（産前産後休業または育児休業を取得している職場へ復職せず、退職・転職する場合を除く）		+3
2	兄弟姉妹が2人以上同時に市内保育施設へ入所申込みをする場合（番号3と併用不可）		+1
3	双子以上の多胎児が同時に入所申込みをする場合（三つ子以上の場合は、一人増えるごとに1点を加算）（番号2と併用不可）		+2
4	兄弟姉妹（多胎児を含む）が既に在園している保育施設と、同じ施設を希望する場合（兄弟姉妹の在園施設に申込児童のクラス年齢がない場合を含む）（番号5と併用不可）		+3
5	小規模保育事業など入所中の保育施設に上のクラスがなく転園しなければならない園児の弟または妹が保育施設を希望する場合（番号4と併用不可）		+3
6	兄弟姉妹が別々の保育施設に通っており、同じ施設への転園を希望する場合		+3
7	第3子以降の児童である場合（第4子以降は、一人増えるごとに1点を加算）		+2
8	転入者または転入予定者が入所希望月の前月まで転出地で保育施設に入っている場合		+6
9	認可保育施設が待機中であるが、認可外保育施設等を利用して、就労・就学・病気・介護・看護をしている場合（月16日以上（週4日以上）利用している場合）		+4
10	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯		+10
11	父母のいずれかが、年間200日以上、単身赴任の状態である場合（※勤務先による証明がある場合のみ適用）		+2
12	生活保護の受給世帯（就労による自立支援につながる場合に限る）		+5
13	当該児童を含む同居家族が障害を有する場合（障害者手帳等が提出できる場合のみ。保育を必要とする事由が保護者の病気又は障害の場合を除く。）	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の区分の場合	+2
14		上記手帳または手当のその他の区分の場合	+1
15	認定こども園に入所中の1号認定の児童が、同一施設の2号認定枠を希望する場合		+1
16	当初利用希望日からの待機継続期間が、1年以上の場合		+1
17	保護者以外の18歳以上65歳未満の同居者が求職活動中または保育要件書類が未提出の場合（64時間未満の就労者を含む）		−2
18	保育施設へ申込をしていない就学前の児童が居る場合（希望施設の月齢に達していない場合を除く）		−3
19	正当な理由なく保育料等を滞納している世帯	1か月以内に支払いが無いかつ、納付の誓約が守られていない場合	−10
20		1か月以内に支払いが有る又は、納付の誓約が守られている場合	−1
21	申込年度内において、会社都合による職場復帰の延長や健康診断で入所不可となった場合等の本人の責めに帰さない事由以外の理由で、保育施設への入所内定を辞退している場合		−3
22	前各号に準じると認められるとき		前各号に準じる

3　基本指数に調整指数を加えた値が同点の場合の、優先順位の決定基準

※同点の場合、以下の基準を1から順に当てはめて利用調整を行います。

番号	世帯の状況
1	希望する保育施設の希望順位の高い世帯
2	基本指数が高い世帯
3	生計を一にしている小学生6年生までの児童の人数が多い世帯
4	申込書に記載している希望保育施設の数が多い世帯
5	勤務時間が短い方の保護者の勤務時間が長い世帯
6	世帯の合計所得が低い世帯
7	当初利用希望日からの待機継続期間が長い世帯

２５．保育施設一覧表

区分	種別	施設名	保育年齢	予定定員	開所時間	所在地	電話
公立	認定こども園	子育て総合支援センター	産休明けから	130	午前7時～ 午後8時	千里丘東一丁目16-2	072 631-9428
		べふこども園	産休明けから	60	午前7時～ 午後7時	東別府五丁目1-13	06 6349-5500
		とりかいこども園	産休明けから	90	午前7時～ 午後7時	鳥飼西三丁目1-2	072 654-5960
私立	保育所	摂津ポッポせんりおか保育園	産休明けから	45	午前7時30分～ 午後7時	千里丘東二丁目9-23	072 657-7207
		勝久寺保育園	5ヵ月から	70	午前7時～ 午後7時	千里丘東三丁目4-5	072 622-6070
		ポポラー大阪南千里丘園	産休明けから	30	午前7時～ 午後8時	南千里丘6-37	06 6317-1090
		わかば保育園	産休明けから	60	午前7時～ 午後7時	千里丘東五丁目12-6-1	06 6319-1229
		摂津さつき保育園	6ヵ月から	90	午前7時～ 午後7時	南別府町7-1	06 6349-7151
	認定こども園	認定こども園 千里丘愛育園	産休明けから	210	午前7時～ 午後7時30分	千里丘三丁目16-7	06 6387-7172
		認定こども園 ＫＥＮＴＯひまわり園	産休明けから	150	午前7時～ 午後7時	千里丘七丁目3-7	06 6192-9117
		認定こども園みなみせんりおか遊育園	産休明けから	90	午前7時～ 午後7時	南千里丘4-35	06 6317-2466
		認定こども園みなみせんりおか遊育園分園 がくえんちょう遊育園	産休明けから 2歳児まで	20	午前7時～ 午後7時	学園町一丁目2-33	072 665-9125
		認定こども園 正雀ひかり園	産休明けから	165	午前7時～ 午後8時	正雀一丁目1-7	06 6317-3008
		認定こども園 せっつあそびまち遊育園	6ヵ月から	50	午前7時00分～ 午後7時00分	三島三丁目14-75	06 6383-4000
		認定こども園 せっつ遊育園	産休明けから	150	午前7時～ 午後7時	三島三丁目13-2(0歳児) 三島三丁目13-1(1～5歳児)	06 6382-0307
		認定こども園 あとりえらぼ遊育園	1歳児から	30	午前7時～ 午後7時	三島三丁目13-2	06 6382-0322
		認定こども園 つるのひまわり園	6ヵ月から	100	午前7時～ 午後7時	鶴野二丁目7-16	072 632-1115
		認定こども園 正雀愛育園	産休明けから	150	午前7時～ 午後7時30分	正雀四丁目12-23	06 6382-2600
		認定こども園 一津屋愛育園	産休明けから	120	午前7時～ 午後7時30分	一津屋一丁目37-9	06 6340-2107
		認定こども園 摂津ひかりにこにこ保育園(※)	6ヵ月から	90	午前7時～ 午後7時	鳥飼八防二丁目6-11	072 654-2255
		認定こども園 鳥飼さつき園	6ヵ月から	170	午前7時～ 午後7時	鳥飼野々二丁目3-1	072 654-1466
		認定こども園 こどもの杜藤森学園	11ヵ月から	60	午前7時30分～ 午後7時	鳥飼西二丁目1-1	072 654-5767
		認定こども園 摂津ひかり保育園	産休明けから	90	午前7時～ 午後7時30分	鳥飼本町一丁目11-1	072 650-0123
		認定こども園 とりかい遊育園	産休明けから	40	午前7時～ 午後7時	鳥飼中一丁目20-1	072 654-5093
		認定こども園 とりかいひがし遊育園	産休明けから	90	午前7時～ 午後7時	鳥飼上三丁目2-25	072 654-8041
		認定こども園とりかいひがし遊育園分園 たいしょうがわ遊育園Bebe Maison	1歳児から 2歳児まで	10	午前7時30分～ 午後6時30分	南千里丘1-34-1F	06 6317-0115
	小規模保育事業	こどもなーと千里丘保育園	6ヵ月から 2歳児まで	19	午前7時30分～ 午後6時30分	千里丘東三丁目7-27-101	072 627-5210
		こどもなーと保育園mille	1歳児から 2歳児まで	19	午前7時30分～ 午後6時30分	千里丘東三丁目7-27-201	072 657-8851
		こどもなーと摂津保育園	6ヵ月から 2歳児まで	12	午前7時30分～ 午後6時30分	千里丘東三丁目1-25-1Ａ	072 620-9290
		摂津ポッポ保育園 香露園校	6ヵ月から 2歳児まで	15	午前7時30分～ 午後7時	香露園1-37-1F	072 657-6670
		摂津ポッポ保育園 正雀校	6ヵ月から 2歳児まで	19	午前7時30分～ 午後7時	正雀二丁目13-22-101	06 6318-0108
		こどもなーと正雀保育園	6ヵ月から 2歳児まで	19	午前7時30分～ 午後6時30分	正雀本町一丁目27-22-101	06 6319-2250

※摂津ひかりにこにこ保育園は、認定こども園化にあたり園名が変更になる可能性があります。
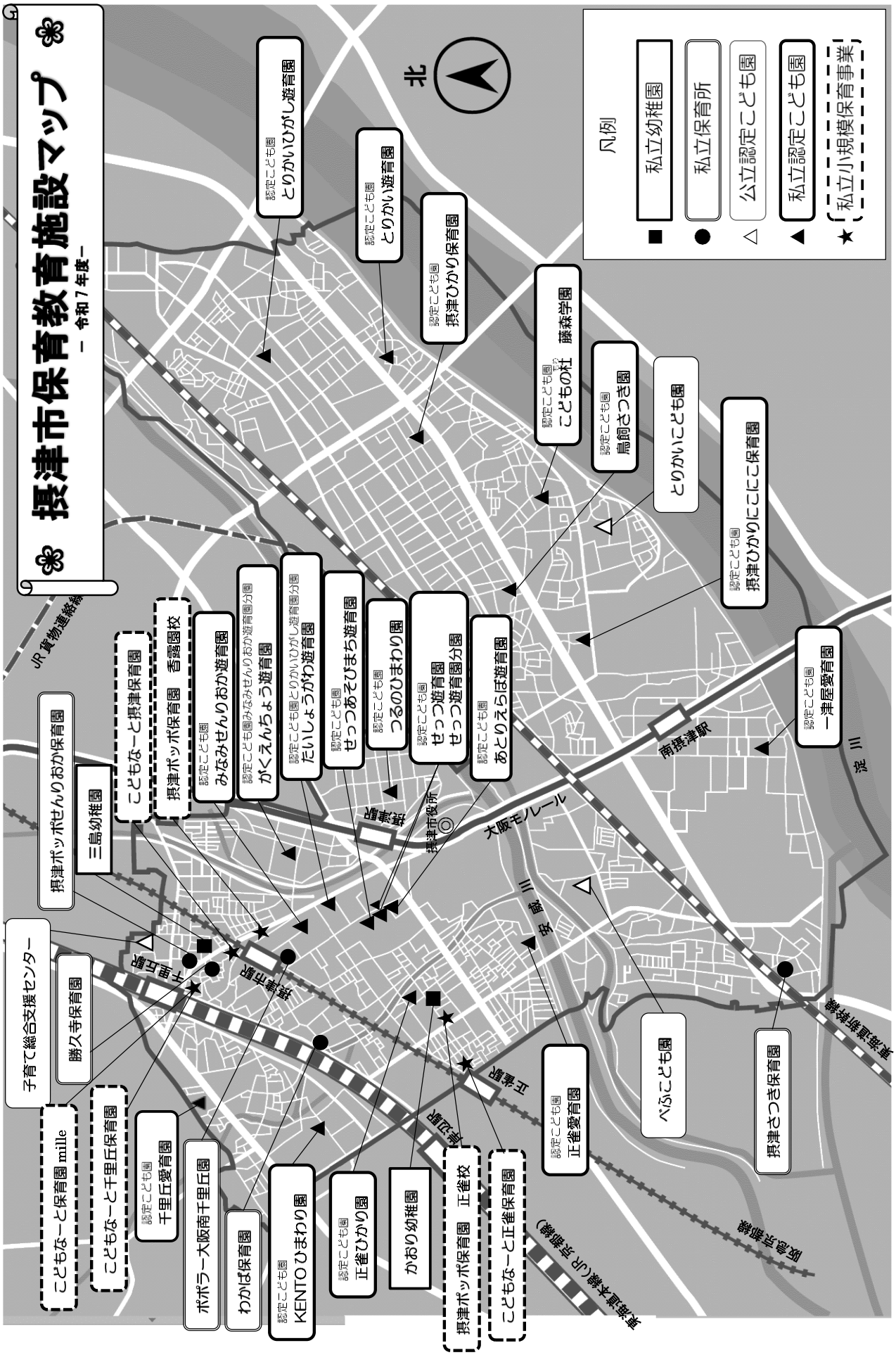
２６．保育教育施設マップ